

## 65歳以上の方の

# 介護保険料のお知らせ

本年度に納めていただく65歳以上の方の介護保険料は、以下のとおりです。7月中旬ごろに、本年度の所得段階区分、保険料年額、納期別保険料額などを記載した決定通知書をお送りします。年金から天引きされる方、普通徴収のうち口座振替を申し込まれた方は自動的に納付されますので新たな手続きは不用ですが、普通徴収のうち窓口納付となる方は、納め忘れ・滞納にご注意ください。なお、国の特別対策として実施されてきた軽減措置が9月で終了し、10月からは満額徴収となります。(単位：円)

所得段階区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	備 考
説 明	生活保護者または 老齢福祉年金受給の 市民税世帯非課税者	世帯全員が市民税 非課税	本人が市民税非課税	本人が市民税課税 で合計所得金額 250万円未満	本人が市民税課税 で合計所得金額 250万円以上	
65歳以上人口 に対する割合	1%	27%	50%	15%	7%	
	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5	
年額(軽減前)	12,900	19,300	25,800	32,200	38,700	
13年度(軽減後)	9,600	14,500	19,300	24,200	29,000	年額×3/4

年金額が年額18万円以上の方(特別徴収＝年金から差し引かれます。)

13年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	▶ 半額徴収						▶ 満額徴収						
第1段階	1,000		1,000		1,000		2,600		2,000		2,000		9,600
第2段階	1,600		1,600		1,600		3,300		3,200		3,200		14,500
第3段階	2,100		2,100		2,100		4,600		4,200		4,200		19,300
第4段階	2,600		2,600		2,600		6,000		5,200		5,200		24,200
第5段階	3,200		3,200		3,200		6,600		6,400		6,400		29,000

- 4月、6月、8月は、前年度の2月と同額を仮徴収することになっています。
- 各年金支払月に生じる100円未満の端数は、10月に合算しています。
- 対象となる年金は、老齢年金、退職年金で、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。
- 年度途中で65歳となられた方は、事務処理の関係で、翌年度の10月から天引きされ、それまでは普通徴収となります。

年金額が年額18万円未満の方(普通徴収＝納付通知書による窓口納付)

13年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	▶ 半額徴収						▶ 満額徴収						
第1段階				1,600		1,600		1,600	1,600	1,600	1,600		9,600
第2段階				2,400		2,400		2,500	2,400	2,400	2,400		14,500
第3段階				3,200		3,200		3,300	3,200	3,200	3,200		19,300
第4段階				4,000		4,000		4,200	4,000	4,000	4,000		24,200
第5段階				4,800		4,800		5,000	4,800	4,800	4,800		29,000

- 対象となる方には、納付通知書をお送りします。便利な口座振替制度のご利用をお奨めします。
- 納期は、原則として国民健康保険税に合わせています。
- 各月に生じる100円未満の端数は、11月に合算しています。
- 納期限は各月の末日(12月は25日)です。納期限が土、日、祝日などの場合は翌日となります。